

## 4.7 浄化事業

## 個別概要シート

担当部局	河川局
事業名称	浄化事業
事業主体	国 + 都道府県
事業範囲	導水管の設計、建設 導水管の保全 ポンプ場の設計、建設 ポンプ場の運転、保全
事業方式	B T O方式
事業期間	設計建設期間 7年 維持管理期間 20年 合計 27年間
事業費内訳 (従来型)	施設整備費： 約 13,500百万円 維持管理・修繕費： 約 550百万円 / 年 大規模修繕費： なし 運営費： 維持管理・修繕費に含み委託
資金調達	国負担： 施設整備費の50% 県負担： 施設整備費の50% (地方債活用)
地方債発行条件	充当率90%、据置3年込み20年償還 金利3.0%
運営上の優遇措置	なし
総合リスク評価	中
リスク分担上の留意点	

## 浄化事業(河川局)

### 1. 概要

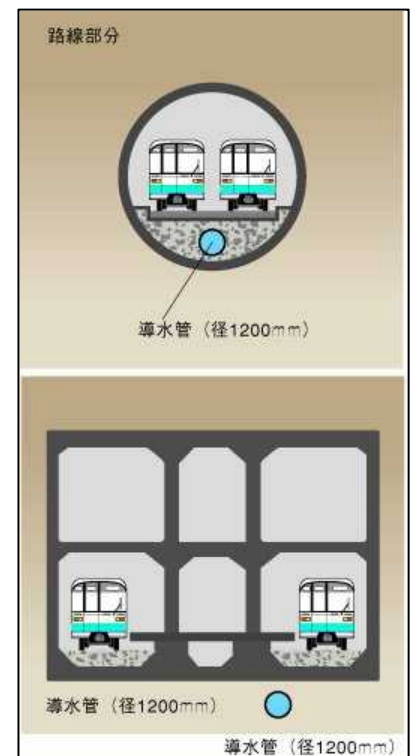
流量の豊富な河川から汚濁の著しい河川へ浄化用水を導入するためのポンプ施設、導水管等を整備する。

本事業は地下鉄埼玉高速鉄道との共同事業で実施。

・ 導水管延長 16.1km (この内地下鉄共用区間 約 11.7km)

・ 最大導水量 3 m<sup>3</sup>/s

(下図参照)



### 2. 立地条件

汚濁の著しい河川に導水の必要があり、導水可能な流量の豊富な河川との間を結ぶ水路(開水路又は管路)を建設することが出来る場所。

### 3. 業務範囲

#### (1) 施設整備

##### (a) 計画

- ・ 浄化元、浄化先河川等の基本方針は公共が作成。

##### (b) 設計

- ・ 導水ルート、方法等は対象河川により異なり白紙状態で設計を行う。

##### (c) 建設

- ・ 導水機場、導水路（管）、放流施設など

#### (2) 維持管理・運営

##### (a) P F I 事業者が実施する業務

###### 維持管理

- ・ 浄化用水導水に必要な施設の維持・管理業務
- ・ 修繕（大規模修繕を含む）
- ・ 施設運用に係る通常の維持管理上の修繕
- ・ 事業者の瑕疵によるものは事業者が修繕
- ・ 大規模修繕は想定していない

###### 運営

- ・ 浄化用水の導水運転

##### (b) 公共が実施する業務

###### 維持管理

- ・ 行わない
- ・ 修繕（大規模修繕を含む）
- ・ 行わない。ただし、出水による災害など、大規模修繕が必要となった場合には、P F I 事業者と河川管理者で協議して対応を決定。

###### 運営

- ・ 導水の条件の設定

### 4. リスクに関する留意事項

本事業事例は地下鉄との共同事業となっているが、本事例のように他事業者との共同となる場合には、事業実施区分、施行主体、施設完成後の管理区分等の事業者間の調整などは公共が実施する。

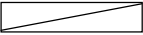
リスクの種類	No.	リスクの内容	リスク分担				リスク分担の具体的内容	移転リスクに関する留意点 (各事業共通分)	移転リスクに関する留意点 (特に当該事業に関するもの)	移転リスクとして特に留意すべきものにマーク	備考
			従来型		PFI						
			公共	民間	公共	民間					
共通	入札リスク	1 入札説明書の誤り、入札手続の誤りなど					入札説明書の訂正、入札手続の更正などにより選定事業者に発生した追加費用を公共側が負担する。				
		2 落札者と契約が結べない、または契約手続きに時間がかかる					契約遅延の原因が事業者側にある場合は、契約の遅延により公共側に発生した追加費用を事業者が負担する。それ以外の場合は、それぞれに発生した追加費用をそれぞれが負担する。	事前に公表される契約書(案)の内容理解に齟齬があって契約手続きが遅延する場合等が想定されるが、発生の確率は低い。			
	制度変更リスク	3 当該事業に係る根拠法令の変更、新たな規制立法の成立など	*	*			当該事業に係る法令変更、新規立法に対応するための増加費用は公共が負担する。同じく、事業が中止となった場合に発生する追加費用を公共側が負担する。				
		4A 当該事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法	*	*			当該法令変更、新規立法に対応するための増加費用は民間が負担する。同じく、事業が中止となった場合に発生する追加費用を民間が負担する。	経過措置、激変緩和措置、不遡及措置が取られることが一般的であり、事業に与える影響は小さいと想定される。			
		4B 当該事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法(建設期間)	*	*			当該法令変更、新規立法に対応するための増加費用は公共が負担する。同じく、事業が中止となった場合に発生する費用を公共側が負担する。建築基準法の改正による耐震性強化の場合は、追加コストは公共が負担する。				
	税制変更リスク	5 当該事業に関する新税の成立や税率の変更	*	*			当該事業に係る税制変更により発生する増加費用は公共が負担する。同じく、事業が中止となった場合に発生する追加費用を公共側が負担する。				
		6A 消費税に関する変更、法人に課される税金のうち、その利益に課されるもの以外に関する税制度の変更	*	*			公共が支払う消費税を変更後の税率によって増減して支払う。また、利益に課される税金以外の税制度変更によって増加した費用を公共が負担する。				
		6B 法人に課される税金のうちその利益に課されるものの税制度の変更	*	*			法人税などの収益に課される税率変更などを理由とするサービス対価の改訂は行わない。	事業者の最終利益の配分に影響を与えるが、事業に直接的に与える影響は小さい。増税となる場合、期待収益の減少が消費者へ値上げの形で転嫁された場合、事業費の増高として間接的に事業に影響が及ぶことが想定される。事業範囲に独占または寡占状態に近い業務が含まれていない限り、間接的な影響も小さい。			
	許認可リスク	7 事業管理者として公共側が取得すべき許認可の遅延					当該許認可取得の遅延に伴い事業者側に発生した追加費用を公共側が支払う。				
		8 工事や運営業務の実施に関して事業者が取得すべき許認可の遅延					当該許認可取得の遅延に伴い公共側に発生した追加費用を事業者が支払う。	事業の特性により異なるが、民間事業者は許認可取得に習熟しており、発生の可能性は低いと想定される。			
	政治リスク	9 政治上の理由ないし政策変更により、事業の内容が変更ないし中止される					事業内容の変更に対応するための増加費用は公共側が負担する。事業が中止となった場合の損害賠償に因ずる。				
	社会リスク	住民対応リスク	10 施設の設置および運営に関する住民反対運動、訴訟、要望などへの対応					公共側が訴訟費用を負担するとともに、これにより事業が遅延して事業者側に発生した追加費用を公共側が負担する。			
11 事業者が行う調査、建設、維持管理に関する住民の訴訟、苦情、要望などへの対応							事業者が訴訟費用を負担するとともに、これにより事業が遅延して公共側に発生した追加費用を事業者が負担する。	一般的に、民間事業者が行い得る調査、建設、維持管理等は定型化され、習熟していることが想定されるので、住民による訴訟、苦情などの発生の可能性は低いものと想定される。			
環境リスク	12 事業者が行う業務に起因する環境問題(騒音、振動、有害物質の排出など)に関する対応					環境問題に関する対応費用をあらかじめ見積もって金額を提案するが、事後的に変更を認めない。	環境問題対応費用の見積り精度を上げる必要があるが、立地や事業特性により、大きく異なる可能性がある。				

リスクの種類	No.	リスクの内容	リスク分担				リスク分担の具体的内容	移転リスクに関する留意点 (各事業共通分)	移転リスクに関する留意点 (特に当該事業に関するもの)	移転リスクとして特に留意すべきものにマーク	備考
			従来型		PFI						
			公共	民間	公共	民間					
第三者賠償リスク	13	事業者の行う業務に起因する事故、事業者の維持管理業務の不備に起因する事故などにより第三者に与えた損害					施設管理者である公共側が損害賠償の責めを負うが、事業者に帰責性がある場合は事業者に求償する。	第三者賠償は、民間事業者の行う事業の特性に応じて巨額になる可能性がある。なお、第三者賠償保険により、リスクの軽減を図ることができる。	本浄化事業は地下鉄トンネル内に導水管があるため導水管の管理不備により、事故の発生が生じた場合の影響が大きい。		
	14A	所定の基準の範囲内に収まっているものの、本件施設整備の施工に伴い避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断水、臭気の発生などにより第三者に損害を与えた場合					民間が損害賠償の責めを負う。	立地や事業特性によるが、民間事業者は事業に習熟しており、施設整備に伴う第三者賠償の発生の可能性は低い。			
	14B	公共側要因による事故で第三者に損害を与えた場合					施設管理者である公共が損害賠償の責めを負う。				
経済リスク	資金調達リスク	15 事業に必要な資金の確保					資金調達コストの上昇や資金調達方法の変更に伴う追加費用などは事業者が負担する。	事業規模が大きくなるほど、また、設計・建設期間が長くなるほど、当該リスクは高くなる。	施設整備費が大きいことから、資金調達が容易ではないことが想定される。		
	物価変動リスク	16 設計・建設段階の物価変動					設計・建設期間の物価変動を見込んだ金額を提案してもらい、変更を認めない。	見積りの精度を上げることで対応するが、設計・建設期間が長くなるほど物価変動による影響は大きくなる。	施設整備費が大きく、かつ、設計・建設期間が長期にわたるため、単年度で整備される施設などに比べ、より物価変動の影響を受けやすい。		
		17 維持管理・運営段階の物価変動					物価変動に合わせて、定期的に運営事業に関する費用の見直しを行う。	物価変動に合わせて、定期的に運営事業に関する費用の見直しを行うことから、物価変動の影響は相当程度抑えられる。			
金利変動リスク	18 設計・建設段階の金利変動		*	*			設計・建設期間の金利変動を見込んだ金額を提案してもらい、変更を認めない。但し、公共側からの支払い金利の基準日については、民間側が、金利変動リスクをコントロールできるようになるまでの期間を勘案の上、設定することが必要。	設計・建設期間が長くなるほど、金利変動の影響を受け易い。	施設整備費が大きく、かつ、設計・建設期間が長期にわたるため、単年度で整備される施設などに比べ、より物価変動の影響を受けやすい。		
	19 維持管理・運営段階の金利変動						金利変動に応じて定期的に金利を見直し、割賦代金に係る支払利息を変更する。	金利変動に合わせて定期的に金利を見直し、割賦代金に係る支払利息を変更することから、金利変動の影響は相当程度抑えられる。			
不可抗力リスク	22	計画段階で想定していない(想定以上の)暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、落雷などの自然災害、および、戦争、騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な事象による施設の損害、運営事業の変更、中止					不可抗力による施設の損害に関する修復費用は公共側が負担する。不可抗力による運営事業の変更、中止に伴い、事業者が発生した追加費用は公共側が負担する。(建設段階は中央建設審議会標準請負契約約款に定めがある。費用の負担割合につき別途の取り決めも可能)	一般的に、当該リスクの発生の可能性はそれほど大きくないものと想定される。また、発生した場合においても、当該リスクの大部分は公共側が負担することが一般的であり、事業者側が負担する部分はそれほど多いものではない。			
計画段階	計画リスク	測量・調査リスク	23 公共側が実施した測量、地質調査、文化財調査等に不備があった場合					測量結果、調査結果の不備に起因する設計変更、工法変更などの変更に伴い事業者が発生する追加費用を公共側が負担する。			
		24 事業者が実施した測量、地質調査、文化財調査等に不備があった場合					測量結果、調査結果の不備に起因する設計変更、工法変更などの変更に伴い公共側が発生する追加費用を事業者が負担する。	事業の特性により異なるが、民間事業者は調査・測量に習熟しており、発生の可能性は低いと想定される。			
	設計リスク	25 公共側が実施した基本設計、実施設計等に不備があった場合						設計の不備を補正するため、ないし、工法・工期の変更に伴い事業者が発生する追加費用を公共側が負担する。			
		26 公共側の施設設計要求内容、設計予条件の内容に不備があった場合						設計変更を行うため、ないし、工法・工期の変更に伴い事業者が発生する追加費用を公共側が負担する。			
		27 事業者が実施した設計に不備があった場合						設計の不備を補正するため、ないし、工法・工期の変更に伴い公共側が発生する追加費用を事業者が負担する。	事業の特性により異なるが、民間事業者は設計業務に習熟しており、発生の可能性は低いと想定される。		
計画変更リスク	28 公共側の要望による設計変更、計画変更、ないし、環境アセスメント等による計画変更を行う場合						設計変更、計画変更に伴い事業者が発生する追加費用を公共側が負担する。				

リスクの種類	No.	リスクの内容	リスク分担				リスク分担の具体的内容	移転リスクに関する留意点 (各事業共通分)	移転リスクに関する留意点 (特に当該事業に関するもの)	移転リスクとして特に留意すべきものにマーク	備考		
			従来型		PFI								
			公共	民間	公共	民間							
建設段階	用地リスク	用地取得リスク	29	施設整備に係る用地の取得遅延、ないし、取得できなかったことによる計画変更。用地取得費の予算オーバー									
		用地の瑕疵リスク	30	計画地の土壌汚染、埋蔵物などによる計画変更									
		地質・地盤リスク	31	当初調査では予見不可能な地質・地盤状況の結果、工法、工期などに変更が生じた場合									
	工事リスク	工事費増加リスク	32	事業者の責めにより、当初予定の工事費をオーバーしてしまう場合									
			33	公共側の要因による設計変更などで当初予定の工事費をオーバーしてしまう場合									
			34	不可抗力により、当初予定の工事費をオーバーしてしまう場合									
		工期遅延リスク	35	事業者の責めにより、契約期日までに施設整備が完了しない場合									
			36	公共側の要因による設計変更などで、契約期日までに施設整備が完了しない場合									
			37	不可抗力により、契約期日までに施設整備が完了しない場合									
		工事監理リスク	38	工事監理の不備により工事内容、工期などに不具合が発生									
	要求性能未達リスク	39	施設完成後、公共側の検査で要求性能に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合										
	技術進歩リスク	40	計画・建設段階における技術進歩に伴い、施設・設備内容の変更が必要となる場合										
運営段階	維持管理リスク	要求水準未達リスク	41	事業者の行う維持管理業務の内容が契約書に定める水準に達しない場合(従来は直営を想定)									
		施設瑕疵リスク	42	事業期間中に施設の瑕疵が発見された場合(BOT事業)								BTO事業のため、BOT事業に関する本項目は対象外	
		43A	BTO事業の事業期間中に施設の瑕疵が発見された場合(瑕疵担保期間内の場合)										
		43B	BTO事業の事業期間中に施設の瑕疵が発見された場合(瑕疵担保期間終了後の場合)										

リスクの種類	No.	リスクの内容	リスク分担				リスク分担の具体的内容	移転リスクに関する留意点 (各事業共通分)	移転リスクに関する留意点 (特に当該事業に関するもの)	移転リスクとして特に留意すべきものに マーク	備考
			従来型		PFI						
			公共	民間	公共	民間					
維持管理費増大リスク 施設損傷リスク	44	公共側の指示以外の要因による維持管理費が増大する場合(除く物価・金利変動)					事業者の責任と費用負担により維持管理業務を実施する。サービス対価の見直しは行わない。	事業の特性により異なるが、民間事業者は維持管理業務に習熟しており、発生の可能性は低いと想定される。			
	45	施設の劣化に対して、事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因する施設の損傷(従来は直営の場合を想定)					事業者の資金負担により、損傷部分の修復を行う。モニタリングによる減額、契約解除ないし損害賠償の対象となる。	事業の特性により異なるが、民間事業者は維持管理業務に習熟しており、発生の可能性は低いと想定される。			
	46A	公共の責めにより施設が損傷した場合					公共の資金負担により、損傷部分の修復を行う。修復ではなく、事業の中止が合理的であると公共が判断した場合は、公共の責めによる契約の終了となる。				
	46B	公共、民間どちらの責めにもよらない事故や火災などの要因により施設が損傷した場合					公共の資金負担により、損傷部分の修復を行う。修復ではなく、事業の中止が合理的であると公共が判断した場合は、不可抗力による契約の終了となる。				
運営業務リスク	要求水準未達リスク	47	事業者の提供する運営業務のサービスの内容が契約書に定める水準に達しない場合					モニタリングにより、運営業務の内容が要求水準に達していないことが判明した場合、公共は改善計画の策定を命ずるとともに、要求水準未達の状態が改善されなければ、サービス対価を減額する。引き続き、改善がなされなければ、契約を解除する。	事業の特性により異なるが、民間事業者は運営業務に習熟しており、発生の可能性は低いと想定される。	浄化事業ではサービス対価の減額、契約解除は困難なため要求水準の未達成は、計画及び施設の改善のための追加費用の負担が生じる。	
	需要変動リスク	48A	サービス購入型事業において、当初見込みより施設利用者が増減することにより、運営業務需要が減少(収入の減少)ないし、運営業務費用が増加する場合					事業契約において施設利用者数の変動範囲を合意し、この範囲内の変動に関する費用の増加、収入の減少は事業者の負担とするが、その範囲を上回る需要変動については、サービス対価の見直しを行う。	需要変動については、あらかじめ変動範囲を合意し、またその範囲を上回る需要変動については、サービス対価の見直しを行うことから、需要変動の影響は相当程度抑えられる。		
	需要変動リスク	48B	サービス購入型事業において、当初見込みより施設利用者が増減することにより、運営業務需要が減少(収入の減少)ないし、運営業務費用が増加する場合					利用者が減少した場合、ペナルティとしてサービス対価が減少する。	民間事業者の固定的な経費以上にサービス対価が減額されれば、事業に与える影響は大きい。		
	業務内容変更リスク	49	公共側の指示による運営業務の変更					業務内容の変更に伴い事業者が発生する追加費用を公共側が負担する。			
技術進歩リスク	50	技術進歩により維持管理業務、運営業務の内容が変更される場合					契約に基づき、変更に伴う追加費用の負担者を定める。	事業の特性により異なるが、大幅な技術進歩が予想される場合、あらかじめリスク分担を定める必要がある。	浄化事業の場合は、公共に追加の費用負担は生じ得ないと考えられる。		
移管段階	施設の瑕疵リスク	51	事業期間の終了に伴う施設の引渡前検査時点で施設の瑕疵が発見された場合(BOT事業のみ)					事業者の費用負担において施設の修復を行ってから施設の引渡しを行う。	事業の特性により異なるが、事業期間が長期にわたることから、ある程度の発生の可能性があると想定される。		BTO事業のため、BOT事業に関する本項目は対象外
	移管手続きリスク	52	事業期間の終了に伴う、業務の移管に係る諸費用の発生、事業会社の清算に伴う評価損益の発生など					事業者の費用負担において適切な移管手続き、清算手続を行う。	一般的に、発生の可能性はそれほど大きくないものと想定される。		

★  
従来の公共工事では、当該リスクの分担については明確ではなく、個々の発生したケースに応じて対応することとなる。

  
想定されないもの

特に留意すべき マークの合計: 4

総合リスク評価 の数  
借入金利

3以下・・・リスク低 基準金利 + 1.0%  
4～5・・・リスク中 基準金利 + 1.5%  
6以上・・・リスク高 基準金利 + 2.0%

基準金利 = 3.0%



感度分析表：公共の財政負担削減率が0%となるようにサービスの対価を設定した場合

担当部局	河川局
事業名称	浄化事業
事業主体	国+地方負担金
使用モデル	model A-2
事業方式	BTO方式

事業期間	計 27年間
設計・建設期間	7年間
維持管理・運営期間	20年間
事業費	
施設整備費	約 13,500百万円
維持管理・運営費	約 550百万円/年
リスク評価	中
借入金利	4.5%

指標A: PIRR

(単位: %)

施設整備費 維持管理・ 運営費の効率性	100%	95%	90%	85%	80%
100%	2.71	3.13	3.57	4.05	4.56
95%	2.91	3.33	3.78	4.26	4.77
90%	3.11	3.53	3.99	4.46	4.98
85%	3.30	3.73	4.18	4.66	5.18
80%	3.49	3.92	4.37	4.86	5.38

< PIRRの網掛けの基準 >

- : 借入金利 + 1.0%以上2.0%未満
- : 借入金利 + 2.0%以上

指標B: DSCR(平均)

施設整備費 維持管理・ 運営費の効率性	100%	95%	90%	85%	80%
100%	1.02	1.07	1.12	1.19	1.26
95%	1.04	1.09	1.15	1.21	1.29
90%	1.07	1.12	1.18	1.24	1.32
85%	1.09	1.14	1.20	1.27	1.35
80%	1.11	1.17	1.23	1.30	1.38

< DSCR (平均)の網掛けの基準 >

- : 1.00以上1.20未満
- : 1.20以上

指標C: EIRR

(単位: %)

施設整備費 維持管理・ 運営費の効率性	100%	95%	90%	85%	80%
100%	計測不能	計測不能	4.03	7.20	9.68
95%	計測不能	1.90	5.52	8.29	10.56
90%	計測不能	3.69	6.80	9.24	11.36
85%	1.61	5.15	7.89	10.11	12.11
80%	3.37	6.42	8.83	10.90	12.80

< EIRRの網掛けの基準 >

- : 8.00%以上10.00%未満
- : 10.00%以上

指標B: DSCR(最低)

施設整備費 維持管理・ 運営費の効率性	100%	95%	90%	85%	80%
100%	0.93	0.96	1.01	1.06	1.13
95%	0.94	0.98	1.03	1.09	1.16
90%	0.96	1.00	1.05	1.12	1.19
85%	0.98	1.02	1.08	1.15	1.22
80%	1.00	1.04	1.10	1.17	1.25

< DSCR (最低)の網掛けの基準 >

- : 1.00以上1.20未満
- : 1.20以上

V F M算定結果に関する考察  
<浄化事業>

1. 民間事業者から寄せられた意見

- ・ エンジニアリングの要素が含まれ、民間事業者としての創意工夫が発揮でき、やりがいのある事業という意見、事業規模の面でP F I事業としての検討対象になりうるという意見が寄せられた一方、設計・工事期間の長さ、第三者賠償責任の大きさなどからP F Iの対象としては難しいという意見も寄せられた。
- ・ 一般的意見として、土木インフラ整備のP F I事業に関しては高い関心が寄せられている。反面、P F I事業としての実績がないことから、検討のポイントが不明確な点もあり、パイロット事業として取り組み、土木インフラ整備のP F I事業の課題を官民双方で整理、検討したいという意見があった。

2. V F M算定結果に関する考察

- ・ 本事業は、設計・建設期間が長期間(7年間)のため、P F I方式導入時における建中金利の負担が非常に大きく、計算上P F I方式に不利に作用している。
- ・ 検討対象事業は規模が大きく、運營業務もあることから、関心を持つ民間事業者は存在するが、実際の事業の検討に当たっては、工期短縮の可能性や第三者賠償責任のリスク負担などに関して、きめ細かい検討と可能な限り詳細な情報開示が必要であると思われる。
- ・ 具体的には、検討対象事業が、地下鉄工事との同時施工であったことから、工期面での制約、地下鉄工事とのリスク分担(地下鉄工事の要因による工期の変更の責任)、地下鉄事業に損害を与えた場合の民間事業者の賠償責任の大きさ等の点に民間事業者の関心ないし懸念が集まった可能性がある。この部分は、本件対象事業に特有のものであるため、仮にパイロット事業として取り組む場合であれば、事業内容として他の事業の影響を受ける可能性の低い、単独事業が、民間事業者にとっては取り組みやすいものと考えられる。
- ・ また、従来方式においても、土木系事業は、事前調査では判明しない地盤状況等の影響で工期や工事内容の変更等が多い事業分野と言われており、事前調査業務、基本設計業務等が公共側業務となるのか民間側業務となるのか等の業務分担、工事期間中のリスク要因にどのようなものが存在するか等のリスクの抽出とリスク分担、地質調査結果などの事前調査結果の情報公開など、施設整備に関する民間事業者の責任範囲を可能な限り

明確にする努力が求められる。

- ・ 更に、パイロット事業であれば、民間事業者の創意工夫やノウハウ発揮をどの面で期待するか（例えば、工期の短縮、工事費の効率化、運転業務・メンテナンス業務の効率化等）を明確にし、リスク分担に当たっては、意識的に民間事業者への移転リスクを必要最小限のものにとどめるという方針も考えられる。具体的には、民間事業者に創意工夫の発揮を期待する部分が工期の短縮であれば、民間事業者の負担するリスクは、従来の請負、委託等で民間事業者が負担しているリスクに加えて、工期の短縮に関する部分のリスク移転にとどめることも検討する必要がある。
- ・ 収益事業との複合化の検討に当たっては、事業地点が経済的ポテンシャルの低い地域である場合もあるなど、民間事業者にとって負担となる可能性もある。収益事業の内容や事業可能性等につき慎重に検討するとともに、収益事業にかかる収入及び費用、並びにリスクを本来事業と分離させ、本来事業に影響を及ぼさないよう遮断する仕組みを組み込んだ事業スキームを構築する必要がある。

(This page(p264) is intentionally kept blank.)